

3 もうかります
そんな言葉に「用心」
この世に「うまい話」はありません。うますぎる話は、おかしいと疑ってかかってください。

1 何の用？
しっかり聞こう
身分と要件
悪徳業者は、身分を偽ったり、販売の意図を隠して消費者に近づいてきます。
不審に思ったことは、どんどん聞いて、どんな要件かを確かめましょう。

6 しつこいな
そんな相手は
「一〇番」
しつこきに負けて契約するケースも多いようです。あまりしつこいときなどは、「一〇番」しましょう。

2 おかしいと
思ったときは
ドア開けず
悪徳業者は、ドアを開けさせて家の中に入り込むことが最大の関心であり、いったん家の中に入り込むと何時間でもしつこく勧誘します。
おかしいと思ったら、きは、うかつにドアを開けないようにしましょう。

8 サインして
あとでしまった
もう遅い
契約書に書いてあることと、セールスマンが言ったことがまったく違っていた——こんなこともよくあります。サインする場合は、よく契約書を読んでからにしましょう。

4 あやしいぞ
人のフットコ口聞く業者
悪徳業者は、あなたの財産を根こそぎ奪ってしまおうとしています。預金高や財産のことを聞かれても、しゃべらないでください。
また、印鑑や貯金通帳を渡すのは絶対禁物です。

悪徳セールスマンの
「うまい話」には「毒」がある
被害にあわないための十か条
悪徳セールスマンの「標的」は、商取引や資産形成に不慣れなお年寄りや主婦、若年層です。「うまい話」で近づき、巧みなセールス・トークや強引な態度で契約をさせる「悪徳商法」——セールスマンの「毒牙」にかからないための防衛策を考えてみましょう。

5 勇気出し
はつきり言おう
いりません
中途半端な態度ではつけこまれます。毅然とした態度で断りましょう。

9 契約は
してもお金は
後払い
契約と同時に代金を全額払ってしまうと、後で解約できなくなる可能性があります。
支払いは、冷静に考える期間をおいてからにしましょう。

お買物、ご用命は市内で

写真で残す人生の1ページ
プロがとらえる確かな写真
各証写真、金・銀・御婚札・御見合い写真
写真科職業訓練指導員・1級写真技能士
スタジオサカヅキ
新津市本町4丁目5-6 (第一小学校入口)
☎ 24-6211

内科・小児科・レントゲン科
大坂医院
新町1丁目6-12 TEL 245122



新しい法律と防衛策 悪徳商法に ひっかからないために

Q ねてきて、金地金の購入を強引に勧められてきた。「金の現物は会社で預かって運用し、一年間で確実に一割の配当をする」とのこと。うまい話には違いないが、豊田商事の例もあり、不安です。会社の業務内容や財産の状況を知りたいのですが、「絶対にもうかる」を繰り返すばかりで、契約内容もはっきりしません。大丈夫でしょうか。
A 「現物まがい商法」による消費者被害が大きな社会問題となったことは、まだ、わたしたちの記憶に新しいところです。現在、裁判所で進行中の破産手続で明らかになったところでは、被害者数二万七千人余、被害総額は約一千億円にのぼっています。
このような「現物まがい商法」の悪質な取引を規制し、消費者被害の再発防止を図るための「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」(通称「預託等取引契約法」)が、昭和六十一年五月十六日に国会で成立、同二十三日に公布されました(十一月二十二日に施行されます)。

現物まがい商法 悪質な取引を法律で規制

預託等取引契約 *
問題となったことは、まだ、わたしたちの記憶に新しいところです。現在、裁判所で進行中の破産手続で明らかになったところでは、被害者数二万七千人余、被害総額は約一千億円にのぼっています。
このような「現物まがい商法」の悪質な取引を規制し、消費者被害の再発防止を図るための「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」(通称「預託等取引契約法」)が、昭和六十一年五月十六日に国会で成立、同二十三日に公布されました(十一月二十二日に施行されます)。

- ① 書面交付の義務付け
業者は、契約を結ぶまでに、契約のあらましと業者の業務、財産の状況を記載した書面を顧客に交付しなければならぬ。さらに、契約を結んだときは、契約の内容とその履行についての事項を記載した書面を顧客に交付しなければならぬ。
- ② 勧誘行為などの禁止
業者は、契約の締結または更新について勧誘するとき、政令で定める重要な事項について故意に事実を告げなかったり、または不実のことを告げてはならない。また、業者は、顧客を脅迫する言動で勧誘するなどの不当な行為をしてはならない。
- ③ 書類閲覧の義務付け
業者は、業者の業務及び財産の状況を記載した書類を事務所に備え置き、預託者の求めに応じて閲覧させなければならない。
- ④ 業務停止命令等
①②に違反した行為が行われ、かつ引き続き行われるおそれのある場合、主務大臣は業者に対し、一定期間の勧誘・業務の停止などを命じることができる。
- ⑤ 預託者側の契約解除権
(1) クリーニング・オフ制度の導入：顧客は、契約後、書面が交付されてから十四日間は、無条件で解約することができる。
(2) クリーニング・オフ期間経過後の契約解除権：顧客は、クーリング・オフ期間経過後でも解約することができる。この場合、業者の請求できる損害賠償や違約金の額は、契約額の10%以内に制限される。

お買物、ご用命は市内で

みなさまのメガネの相談室
メガネの N 野 本
新津市本町3丁目(時計店となり) ☎ 22-2556(代)

矯正・小児・歯科一般
奥田歯科医院
本町2丁目3-1(市役所トナリ)
TEL 22-0064